

石綿健康障害防止 解体業の送検相次ぐ

事前調査違反が多発 延岡・松江労基署

2019.09.03 【労働新聞】 <https://www.rodco.jp/news/78342/>

ピークに向け監督強化へ

解体事業者が石綿による健康障害防止措置を講じず送検されるケースが相次いでいる。

宮崎・延岡労働基準監督署（西博文署長）は解体業を営む個人事業主を、島根・松江労働基準監督署（福間正美署長）は(有)ひがし屋物流と同社の取締役を解体時の事前調査を適切に実施・記録しなかったとして、労働安全衛生法第22条（事業者の講ずべき措置等）違反の疑いでこのほど書類送検した。石綿を含む建築物の解体は今後も増加が見込まれ、令和12年頃にピークを迎える。厚生労働省は事前調査・飛散防止が適切に行われていない現場が多くみられるとして、監督を強化している。

【宮崎・延岡労働基準監督署・令和元年8月5日送検、
島根・松江労働基準監督署・令和元年8月6日送検】